別表第七㈠の表の備考2㈨中「は、それぞれ」を「は、その年中に当該特定口座において交付された源泉徴収選択口座内配当等につき、法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（配当所得に該当するものに限る。）と当該特定上場株式等の配当等以外の同条第1項に規定する上場株式等の配当等とに区分し、それぞれ」に改め、同表の備考2㈨イ中「、「公社債」の欄には第18条の13の5第2項第11号イに掲げる公社債の利子に該当するものについて」を削り、「同号ロ」を「第18条の13の5第2項第11号ロ」に改め、「国外公社債等」を削り、「それぞれ」を「「公社債」の欄には同号イに掲げる公社債の利子に該当するものについて、「社債的受益権」の欄には第18条の13の5第2項第11号ロに掲げる剰余金の配当等に該当するものについて、「国外公社債等又は国外投資信託等」の欄には同号ハに掲げる国外配当等に該当するものについて、それぞれ」に改め、同表の備考2㈩中「である」を「を構成するものである」に改める。

別表第七㈢の表中

基準日（平成　年　月　日）の住所		整理番号		基準日（平成　年　月　日）の住所

を

整理番号		勘定設定期間	基準日
		平成26年～29年分	平成　年　月　日
		平成30年～35年分	

基準日の住所	整理番号

に改め、同表の備考2㈢を次のように改める。

㈢　「基準日」、「基準日の住所」及び「整理番号」の項には、次のように記載すること。

イ　「平成26年～29年分」の欄には、法第37条の14第5項第3号イに掲げる勘定設定期間に係る当該非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下㈢において「非課税適用確認書等」という。）に記載された同号に規定する基準日、当該基準日における国内の住所及び整理番号（当該非課税適用確認書が同条第24項の規定により非課税口座開設届出書に添付して提出をされたものとみなされたものである場合にあっては、これらの事項に代えて、同項の規定の適用に係る法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出をされた同項第7号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第8号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号。ロにおいて同じ。）を記載すること。

ロ　「平成30年～35年分」の欄には、法第37条の14第5項第3号ロに掲げる勘定設定期間に係る非課税適用確認書等に記載された整理番号を記載すること。

別表第七㈢の表の備考3㈢中「整理番号」の欄」を「平成30年～平成35年分」の欄の「整理番号」の項」に改め、同表の備考3㈢ロ中「未成年者口座廃止届出書」の次に「（施行令第25条の13の8第17項において準用する施行令第25条の13の4第2項の規定により提出したものとみなされたものを含む。）」を「年月日」の次に「（施行令第25条の13の4第2項の規定の適用に係るものである場合にあっては、同条第1項に規定する出国の年月日）」を加える。

別表第八の表中「第41条の3の2第3項」を「第41条の3の2第1項」に、「又は同条第7項」を「、同条第5項」に、「金額等」を「金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等」に改め、同表の備考2中「若しくは第5項」を「、第5項若しくは第8項」に改め、同表の備考3㈡中「又は断熱改修住宅借入金等」を「、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」に改める。

別表第十四㈠の表中「番号」を「法人番号」に改め、同表の備考3中「国税審議会会長」を「法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載することとし、国税審議会会長」に、「番号」を「法人番号」に改める。

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第十九条第二項及び第十九条の二」を「第十九条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項第三号中「農地法第二条第七項に規定する農業生産法人」とあるのは「同項に規定する旧農業生産法人」と、同項第四号中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第二項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「前項第三号に掲げる書類」とあるのは「前項第三号の出資を受けている法人が農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人に該当している旨の当該農地等の所在地を管轄する農業委員会の証明書」と、旧規則第十九条の二の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条」に、「「財務省令」」を「「財務省令」と、「前条第一項第三号に掲げる」とあるのは「前条第二項に規定する」と、「当該書類」とあるのは「前条第一項第三号」に改める。

第三条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成七年大蔵省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三項第二号中「特定農業生産法人（以下この条において「特定農業生産法人」という。）」を「農業生産法人で政令で定めるもの（以下この項及び次項において「旧特定農業生産法人」という。）」に改め、同項第五号中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同項第六号中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項各号中「特定農業生産法人」を「旧特定農業生産法人」に改め、同条第五項中「受けた特定農業生産法人」を「受けている同条第四項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する特定農地所有適格法人（以下この条において「特定農地所有適格法人」という。）」に、「同条第四項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「改正法附則第三十六条第四項」に、「改正法附則第三十六条第四項の」を「同項の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　届出者の氏名及び住所又は居所

附則第十四条第五項第二号及び第四号中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項第一号中「特定農地所有適格法人」に改め、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第七項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同条第九項中「と改正法附則第三十六条第六項」の下に「（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項に規定する地上権等（以下この条において「地上権等」という。）の設定」を「改正法附則第三十六条第六項に規定する地上権等の設定」に改め、同条第十項中「附則第三十六条第七項」の下に「（同条第十二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号及び同条第十一項第一号中「、住所又は居所及び個人番号」を「及び住所又は居所」に改め、同項第五号及び同条第十二項中「特定農業生産法人」を「特定農地所有適格法人」に改め、同条第十三項第二号中「地上権等が」を「改正令附則第二十八条第十二項に規定する地上権等だ」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ　受贈者が、改正法附則第三十六条第六項の規定の適用を受ける農地等の全部について一時的道路用地等の用に供していた場合　次に掲げる書類

(1)　貸付期限の到来後当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が改正令附則第二十八条第三項各号に掲げる要件の全てに該当することを明らかにする事実を記載した当該特定農地所有適格法人の所在地を管轄する農業委員会の書類